手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会幹事会 営農検討部会設置要領

第1 目 的

手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会(以下「協議会」という。)規約第3条(3) に規定される「営農計画及び土地利用に関すること」に基づいて、国営土地改良事業及び関連事業等実施地区に係る地域農業の現状分析や振興方向、営農計画等の検討を行い、当該地域の営農計画及び土地利用計画の策定に資することを目的として、営農検討部会(以下「本部会」という。)を設置する。

第2 事業

本部会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域農業の将来における振興方向に関すること。
- (2) 営農計画及び土地利用計画に関すること。
- (3) その他検討が必要な事項に関すること。

第3 構 成

- (1) 本部会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。 なお、構成員が所属する部署からの代理出席を認めるものとする。
- (2) 本部会長には千葉県東葛飾農業事務所次長を以って充てる。
- (3) 本部会の事務局を千葉県手賀沼土地改良区に置く。

第4 運 営

- (1) 本部会は、部会長が必要と認めた場合招集し、部会長が会議を運営する。
- (2) 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 施設検討部会、環境検討部会との連絡・調整を図る。
- (4)本部会において協議検討した事項について、部会長は幹事会を通じ協議会に 報告する。

第5 補 足

この要領に定めるものの他、本部会に必要な事項は部会長において定めることができる。

付 則

この要領は、平成28年 3月10日から施行する。